

平成 29 年度

第 2 回総合教育会議 会議要点録

日 時	平成 29 年 9 月 22 日（月）10 時 00 分から 11 時 43 分
場 所	大府市役所 5 階 委員会室 1
出 席 者	市長、教育長、永田教育委員、西村教育委員、竹中教育委員、河合教育委員
企画政策部	企画政策部長、企画政策課長、企画係長、企画係主事
教育委員会	教育部長、指導主事（3）、学校教育課長、学校教育係長、学校施設係長、 放課後係長
オブザーバー	副市長
公開の可否	公開
傍聴者数	0 人
議 題	（1）大府市いじめ防止基本方針（原案）及び（仮称）大府市いじめ防止条例に ついて （2）外国語活動・外国語科について （3）道徳資料作成について

開会

教育長 開会宣言及び議長は教育長が務める旨を述べる。

1 あいさつ

市長

- ・夏休みは、市内の中学生がいろいろな場面で活躍してもらった。特に地下道の壁面については、約 40 年ぶりの描き替えて、森岡完介教員にもご指導いただき、中学生の特徴が出ており、本当にすばらしい壁面を描いてもらった。大変うれしく思っている。
- ・先日の教育懇談会において通学路、学校施設に対する意見をもらっている。議会からも学校に関するソフト、ハードの両面について様々な意見をもらっている。現在、実施計画の中で来年度からの 3 か年について市政全般の様々な事業計画を検討している。その中で学校に関しても様々な課題がある。トイレの洋式化については改修を集中的に実施し、洋式化率 100%となるよう取り組んでいる。他にも校舎の老朽化、プールの老朽化（プール自体のあり方含む）、給食棟の建て替え、子どもの増加による校舎の増築、エアコンの整備等の課題があり検討している。このような重要な課題に対する対応を、取り組む順番を含め、皆さんと考えていきたい。
- ・今日の協議事項はどれも重要で、特に英語教育については、学習指導要領などの改訂に伴い小学校での取り組みが大きな課題になるので、皆さんからの意見を来年度以降の取り組みへの参考とさせていただきたい。

教育長

・順調に二学期が滑り出している。子どもたちにとって実りの多い二学期になってほしい。

・今後、運動会・スポーツフェスティバルや文化祭等の学校行事が目白押し。行事をとおして子どもたちが成長するので大事にしてほしいが、学校も忙しい中で豊かな行事をつくっていく苦労がある。また、公民館まつりやコミュニティ運動会等でにぎわう時期だが、地域の取り組みに中学生がボランティアなどでよく活躍してくれている。子どもたちは、地域とのかかわりの中から将来に役立つものを得ており、送り出してくれる学校にも感謝している。

・2020年から新しい学習指導要領が本格的に始まる。特に大きい内容が、小学校での外国語活動及び道徳が教科になることやICTにかかるプログラミング学習への対応などがある。「読み・書き・計算」が教育で養うべき一番の基本であるが、これらに加えて今後のICT社会を見据えたプログラミング学習も大事になってくると感じている。

・校舎、施設、設備の老朽化対策を含む改修・改善等が急務な状況であるが、市長部局の素早い判断・対応により、急ピッチで取り組みが進んでいる。教育委員会としても、これまで同様学校が困っている状況を把握したら、すぐに対応する姿勢で取り組んでいく。

・議題については、大府市の進むべき教育の方向について皆さんと理解を深め合う場としていきたい。

2 協議・調整事項

(1) 大府市いじめ防止基本方針（原案）及び（仮称）大府市いじめ防止条例について 《事務局から内容について説明》

指導主事

・平成25年度にいじめ防止対策推進法が制定された。国、地方公共団体、学校の各主体によるいじめ防止等のための方策に関する基本的な方針、いわゆるいじめ防止基本方針を定めることとされた。国及び学校は策定義務が課せられ、地方公共団体には、努力義務が課せられた。市内の各学校はすでに策定し、各学校のホームページで公表している。愛知県は平成26年度に策定している。大府市もいじめ防止に向けて、より積極的に関わり、子どもたちの健康で心豊かな暮らしの実現と子どもたち一人ひとりの命を大切に、差別や暴力とは無縁で安心できる社会や驚異のない平和な社会の実現を目指していく観点から一歩踏み込んだいじめ防止条例の制定に向けて取り組んでいる。いじめ防止対策推進法は、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を大きな3つの柱とし、総合的かつ効果的に推進していくための関連委員会（いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会、いじめ問題等調査委員会）の設置を求めている。

・いじめ防止条例の基となるいじめ防止基本方針を6月からの定例教育委員会で検討いただいていた。この検討内容を踏まえて、いじめ防止基本方針の原案

を作成した。構成などは、愛知県がすでに策定しているいじめ防止基本方針にのっとったものとしている。検討の中から大府市としては、関係者の責務をより一層明確にしたいとの考えから、市・学校・保護者・地域社会のそれぞれの立場で果たすべき役割を明記している。

- ・あつてはならないことではあるが、いじめが発生・認知された場合の各学校からの報告や教育委員会からの指導・支援について、また重大事態が発生した場合にすべきことを示したフロー図を作成した。教育委員会としては、このフロー図に従い対応していくことになる。

- ・9月の定例教育委員会で検討いただいた内容を反映したいじめ防止条例の素案については、いじめ防止に向け積極的にかかわっていく理念を示すために前文を設けている。内容は、いじめ防止基本方針との整合性を取っている。

- ・今後は12月にパブリックコメントを実施し、3月の市議会定例会への条例案の上程を予定している。条例の制定後は、すでに各学校が策定しているいじめ防止基本方針をいじめ防止条例と整合するように修正してもらう予定である。

教育長

- ・説明の中から質問があればお願いしたい。

河合委員

- ・学校の責務について「学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り」とあるが、何のために充実を図るのかをもう少しはっきりさせるために、新しい学習指導要領に付け加えられた「豊かな心」や「創造性の涵養を目指していく」を踏まえ、「体験活動等の充実を図り」の部分に「豊かな心」もしくは「心の教育」といった言葉を盛り込むと良いように思う。

- ・日本語としておかしい部分がある。提案だが「地域社会で子どもに対する見守り、声掛けや」を「地域社会での子どもに対する見守りや声掛け、子どもにいじめに」の方が良いように思う。

指導主事

- ・ご提案いただいた点を再検討します。

永田委員

- ・いじめ防止基本方針の中で、いじめの定義が一番大事な部分であると思う。このいじめの定義は、いじめ防止対策推進法と同様に「当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定めているが、この文章の次に「個々の行為が「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当り、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。」を追加している。この追加文章により、前段で、いじめは「心身の苦痛を感じているもの」としていながら、後段では、「心身の苦痛を感じているもの」に限定して解釈されることのないよう努めなければならないとしているため、児童生徒が、「心身の苦痛を感じている」と言っても、そればかりにとられることなく、解釈を広げて判断しなければならないため、いじめがいじ

めでなくなる可能性があるように思う。

指導主事

・ご指摘の部分は、いじめに当るか否かの認定の難しさを表している。認定に関しての部分は、いじめ防止対策推進法の定義では、児童生徒自身が「いじめにより心身の苦痛を感じた。」と言え、いじめとして認定することになる。この考え方自体に間違いはないが、いじめたとする側の児童生徒の思いを含め、いじめに至った経緯など長期的な観点に立った考えを持つことも重要であると認識している。いずれにしてもいじめられたとされる児童生徒もいじめたとされる児童生徒も学校にとっては大事な子どもで、両方の立場に立って考えていきたい思いがここには入っている。

・いじめの認知の段階においては、担任であったり、部活の顧問であったりと、つながりの深い教職員が相談を受けることが多いと思うが、各学校において定期的開催しているいじめ問題対策委員会で、各いじめの相談事由に対して、校内で情報共有しながら指導・支援を含めた見守りなどの総合的な対応を進めている。

永田委員

・前段と後段で相反するような文言が書かれており、いじめの相談を受けた先生が判断しにくいのではないかと思った。

・いじめ防止基本方針の中で、「いじめ・不登校対策委員会」と「いじめ・不登校・虐待対策委員会」とがあるが、同じ組織ならば統一すべきであると思う。

指導主事

・「いじめ・不登校・虐待対策委員会」に統一する。

市長

・いじめ防止基本方針には、関係者の責務において、市の責務、学校の責務、保護者の責務、地域社会の責務とあるが、教育委員会の責務が入っていないのが気になる。いじめ防止条例の第1条には、教育委員会の文言が入っているので、基本方針、条例の整理をお願いしたい。

指導主事

・再度、検討し、整理する。

河合委員

・第4条には、「子どもは、いじめを行ってはならない。」と規定されている。いじめ防止条例が議会で議決された後において、現場や児童生徒への周知方法が気になるので教えてほしい。

指導主事

・現時点においては、子どもへの周知方法は検討を行っていない。

・学校への周知は教職員を通じて行っていく。

・今後、学校とも相談・調整をしながら、学校だよりなどで子どもたちや保護者に対して周知する方法を考えていきたい。

教育長

・学校へは校長会議を通じて周知する予定になっている。

・子ども・保護者への周知は今後の検討課題とする。

市長

・第4条で主語が子どもになっているが、子どもに限定した経緯を教えてください。

指導主事

・いじめ防止条例では、子どもの定義を児童生徒としており、また、いじめ防止対策推進法において対象としている「児童等」と同様としているため、主語を子どもとしている。

市長
教育長

- ・法律の対象が、子ども同士のいじめを問題にしていることであれば了解した。
- ・質問・意見が出尽くしたようです。いただいた意見を基に素案の修正をする。次に（２）外国語活動・外国語科についての協議に移ります。事務局から説明をお願いします。

（２）外国語活動・外国語科について

《事務局から内容について説明》

指導主事

- ・平成３２年度から小学校３・４年生が外国語活動、５・６年生が外国語科となる。
- ・現在の小学校の外国語の教科化に向けた動きは、現行の学習指導要領では、５・６年生の外国語活動について年間３５時間、つまり週１時間実施している。
- ・現在の外国語活動の課題として、小学校では、音声から文字への学習に円滑に接続されていない、発音とつづりの関係、文構造の学習に課題がある、より体系的な学習が必要であるなどの課題が見つかった。また、中学校では、外国語科においてもコミュニケーションなどの能力の育成を意識した言語活動が適切に行われていないなどの課題が見つかった。
- ・このような課題を受け外国語の教科化につながっている。
- ・新学習指導要領での目標では、今までの外国語活動・外国語科における課題について克服できるものとなっている。
- ・主な変更点として、まず語彙が増え、約２倍の語彙を学ぶことになる。また、新たに追加される表現もある。次に、時間数の変更。平成３０・３１年度の移行期は、年間の外国語活動として、小学校３・４年生が１５時間実施、５・６年生が１５時間増の５０時間実施。平成３２年度からは、小学校の次期学習指導要領が全面実施されるため、小学校３・４年生が外国語活動として年間３５時間（週１時間）実施、５・６年生が外国語科として年間７０時間（週２時間）実施する。移行期間である平成３０・３１年度は、総合的な学習の時間の授業時間及び総授業時間数から１５時間を超えない範囲内の授業時間数を減じることができると、総授業時間数は今と変わらない。
- ・大府市の外国語活動の現状については、５・６年生が年間３５時間、３・４年生が年間１５時間程度、１・２年生が年間１０回程度の実施。知多管内の学校の中では積極的に推進している。
- ・この他、外国語活動やALTに関する成果と課題については、ALTの存在は大きく、子どもたちは外国語に慣れ親しみ、楽しく外国語活動を行うことができている。その半面、英語を専門としない先生にとっては、指導力や英語力等への負担感が大きく、また、担任とALTとの打ち合わせ時間が少ない現状がある。
- ・現在、小学校に４人、中学校に４人のALTを配置、他市町と比較しても充実している。今後、大府市が推進しているICTや、ALTにしかできないことを精査し外国語活動、外国語科に取り組んでいく。

・新しい教育課程における時間割編成については、移行期間中や全面実施時における教育課程の混乱を避けることや中学校には複数の小学校から子どもが通うことを考慮し、学校間で学力差が出ないようにすることが大切。特に移行期間中に総合の時間数を減らすことで、教育現場が混乱しないための教育課程計画が必要になるため、英語部会や校長会で方策を検討していく。

・今後、教員の指導書にはQRコードが付き、読み取ることにより音声が出せるようになるようである。

・新たに、小学3年生は、大文字を識別して読み方に慣れ親しむ活動などが加わる。4年生は、活字体の小文字などが加わる。5年生は、活字体の小文字を読むことや三人称などが加わる。6年生は過去形などが加わる。どの学年においても子ども目線での内容となっており、例えば、6年生の過去形は、夏休みの思い出を伝え合うことや、小学校生活の思い出を伝え合う活動をする。このような内容について、外国語科を専門としない担任が教えることになるため、指導力向上のための研修が必要。

・この他、中学校区での連携、指導体制整備など課題がたくさんあり、ALTの存在も増々大きくなる。

・今回の新学習指導要領の狙いは、外国語と母語の両方の力をつけること。さらに外国語教育の先に平和ありと聞いている。来年度の移行から、大きな変化となるため、計画的に進めながら英語嫌いとならないような豊かな外国語教育を目指していきたい。

教育長

・このように様々な課題があり、克服していきながら進めたい。

・ご質問・ご意見があればお願いしたい。

河合委員

・市長がいる場においては、ALTをはじめ教育に対して膨大な費用が掛かっていることを念頭に説明をする必要がある。

・教科化に対する課題として、語彙が増える・時間数が増えるなどといったことよりも本質的な課題がある。例えば、現行学習指導要領における外国語科については、英語について遠慮しながら書いてあったと思うが、新学習指導要領の外国語科の内容については、英語がメインとなっている。このことが課題となる。

・5・6年生の外国語科の目標として、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成することを目指しているが、これは素地ではなく基礎の間違いではないか。新学習指導要領は、5・6年生に対して英語を教科として、その基本を教えることとなっている。加えて中学校との関連について明記されていると思う。

指導主事

・すぐに確認できない。

河合委員

・今後は、英語科という教科としての基礎を勉強していくことになるのではないか。このことが課題だと思う。素地ではなく基礎に変わっている。基礎を学ぶ以上は、教科としてしっかり成立させなければならない。素地か基礎につい

て新学習指導要領を今一度確認してほしい。市長に課題の論点を正確に伝え、理解をしていただかなければならないのではないかと。その上で大府市の進めている教育行政をバックアップしていただく必要があると思う。

指導主事
市長

・すぐに確認し、対応する。
・先生には専攻してきたものに違いはあるが、小学校6年程度の英語であれば、能力のある先生方なので、英語科に対応するための研修をとおして指導力向上を図ることで問題解決ができると思う。その上で能力を発揮していただきたい。
・大府市は、現状において小学校1・2年生に対してもALTによる指導をしていると思うが、「読み・書き・そろばん」も重要。今後の指導方法を併せて考える必要がある。

指導主事

・以前から先生の英語力を高める研修を実施しているが、今後も研修を増やすなどして対応していきたい。先生が安心して英語を教えられるようになることが大切。先生が楽しくなければ、子どもたちも楽しんで学べない。
・現在、小学校1・2年生に対してALTが指導しているが、子どもたちはのびのびと英語を学んでいる。子どもたちの良い部分を生かせる学習環境づくりが大切であると感じている。

教育長

・現在、小学校1・2年生はどの程度、英語に親しんでいるのか。また、3・4年生の状況はどうか。

指導主事

・約20分を1回として、年間で10回程度実施している。
・3・4年生は、45分授業を1時間として、15時間実施している。

竹中委員

・若い親御さんは、すでに3歳の子どもに英語のDVDを見せているとか簡単な英会話を教えているなど、英語教育に対して非常に関心が高い。小学校で英語の授業が拡充されると、親御さんを追い込むようなことにならないか心配する。
・先生方の英語指導力の課題については、いかにして子どもたちに対する指導の意識を高めてもらうかが重要。また、学ぶことが必要となったことを子どもが理解して、英語嫌いにならないようにする必要もあるなど、目指すところが高い分、教育現場で混乱するのではないかと心配する。

教育長

・評価が必要となるので、評価する側もされる側も大変になる。
・市長の言うとおりに、先生の英語の力量を高める必要が出てくる。

指導主事

・現在の外国語活動から外国語科へ変更されると学習内容が増えるため、移行期間が重要になる。先生達も混乱しないよう、研修を含めて考えていく必要があると認識している。

西村委員

・大府市には、ブラジル人などの英語以外を母国語とする外国人が多いので、英語以外の母国語の外国人に対する支援についても留意してほしい。

指導主事

・母国語が日本語以外の児童生徒が増えている。そのため支援員を配置し、支援に当たっている。また、ボランティア団体の方々にも支援をいただいている。今後いろいろな方々の協力をいただきながら進めていきたい。

- 西村委員 ・さらに支援する必要性がでてきた場合は、行政側での検討についてもお願いする。
- 永田委員 ・先日、教育懇談会に参加してきたが外国語教育の話題が出た。その場では、先生の負担を減らすためにも ALT を増やしてほしいなどの意見が出ていた。さらに、教職員の採用試験の志望者数が減っているという話もあった。大府市の ALT の人数は、他市町と比較しても充実しているが、外国語を専門としていない先生の中には、外国語教育に対して負担に感じているのも事実であると感じる。
- 指導主事 ・今回は、外国語教育の制度が大きく変更されるが、時代に合わせるために教育制度は常に改変される。その度に、教員を目指す人が減っては、優秀な人材が集まりにくくなる状況が生まれると思う。多忙化の問題もあるので、先生の負担が増えないやり方を考えていく必要がある。
- 教育長 ・負担を減らす方策は一つではないと考えている。先生は本当に幸せな仕事であり、先生になりたい人が減るのは残念である。皆さんと共に知恵を出し合い、先生の負担を減らしていく方策を考えていきたい。
- 指導主事 ・外国語活動・外国語科については、取り組みの一部が 4 月から始まる。校長会などにおいて、全体としてのモチベーションが下がらないような調整や取り組みをしっかりと行っていきたい。

(3) 道徳資料作成について

《事務局から内容について説明》

- 指導主事 ・平成 30 年度から小学校の道徳が教科化される。目標は、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことにある。また、学習指導要領には、多様な教材の開発に努めることとある。児童生徒が問題意識をもって考え、感動する題材として先人の伝記、スポーツ等を教材として開発・活用することが求められている。
- ・大府市には誇るべき人がたくさんいる。大府市にゆかりのある偉人を道徳資料にすることによって、郷土愛を深めるとともに偉人を身近に感じながら自己を見つめ、道徳的価値の自覚を高めることができると考える。
- ・道徳資料の作成方法は、市内各学校から 1 人作成委員を選出、道徳資料作成委員会を発足する。平成 31 年度から資料が使用できることを目指す。
- ・作成する資料については、児童生徒の発達段階に応じた内容項目とし、一学年に一人の偉人を取り上げ上げる。
- ・校長会や道徳部会などから様々な意見と課題が出ている。道徳資料として読める物語を書く能力のある教員がいるか、作成委員会の開催時間や資料作成時間をどう捻出するかなどがある。
- ・解決方法としては、童話を書く市内の愛好家の活用、独自の指導案を立案できる資料作りをしてはどうかなどのアイディアが出ており模索している意見を取り入れながら、より良い道徳資料を作成していく。

教育長

・ここで私からも報告をさせていただく。資料にもある大府市の偉人の一人である国際的な数学者の永田雅宜さんについて、6月にご家族に会うとともに晩年暮らしておられた場所にも行って来た。

・大府市出身で、昭和2年生まれ、平成20年に81歳でお亡くなりになった。大府小学校卒、刈谷中学校卒（現刈谷高校卒）、名古屋大学理学部数学科卒、その後、助手として名古屋大学に残り、さらに京都大学に呼ばれて研究を続け、後にハーバード大学に移り、ここで世界的天才学者であるヒルベルトが1900年に提起した「ヒルベルトの23の問題」の14番目の問題を解決する偉業を成し遂げ、論文を発表して世界的に認められた。未だに世界の難問であるこのヒルベルトの23の問題のうち5つは解決されていない。また、京都大学の名誉教授にもなられた。

・このようにすばらしい業績を残してきた偉人である。

・元々教師になりたかったという志があり、晩年は兵庫県に住み、子どもたちやお年寄りに算数や数学をわかりやすく教える教室を開いていた。併せて小学校や中学校にも呼ばれ特別非常勤講師として教壇に立ち、また、町の人にも慕われ、よろず相談もしていた。このように、持った才能だけではなく、人として親しまれ、また、町に貢献して晩年を過ごされた。

・この部分が最も道徳として扱っていききたいところである。

・大府市ゆかりの偉人として、人おこしをしたいと家族に申し入れたところ、快諾をいただいた。また、不確定だが、永田先生がやられたような算数・数学教室をやりたいとの申し出にも快諾をいただき、今、協働推進生涯学習課で企画している。ご長男の雅嗣氏（京都大学助教）には第1回の教室にはお越しいただけるとの回答もいただいた。

・小学1年から中学3年まで年間1時間、大府の偉人を道徳で扱ってほしいと願い、これから資料の作成手法について検討していく。

3 その他

次回の日程について